

沖縄県意欲と能力のある林業経営者公募要領

令和元年 9 月 10 日制定農森第 1296 号

〔沿革〕 令和 3 年 5 月 31 日改正農森第 516 号

第 1 目的

この要領は、県が、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定により、法第 2 条第 5 項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、同法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）を公募及び公表するにあたり、法、森林経営管理法施行令（平成 30 年政令第 320 号）、森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号）、森林経営管理法の運用について（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、長期にわたる森林の経営管理を担う林業経営者の適切な選定に資することを目的とする。

第 2 定義

- 1 この要領において「林業経営者」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。
- 2 この要領において「経営管理実施権」とは、法第 2 条第 5 項に定めるとおりとする。

第 3 公募

- 1 公募は、毎年 1 回行う定期の公募（以下「定期公募」という）と、知事が必要と認めるときに行う追加の公募に区分して行う。
- 2 定期公募の申請の時期は、毎年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

第 4 応募

- 1 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する者は、別記様式第 1 号に次の資料を添えて、知事が定める期日までに知事に提出するものとする。
 - (1) 経営管理に関する情報（別記様式第 2 号）
 - (2) 経理状況の概要（別記様式第 3 号）
 - (3) 登記事項証明書又は住民票の写し
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近 3 年分）
 - (5) 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類
 - (6) 就業規則を制定している場合はその写し
 - (7) 独自に伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等を策定している場合はその写し、又は既存の行動規範等を遵守する旨が記載された書類
 - (8) 共同販売・共同出荷に関する協定を結んでいる場合は協定書等の写し

- (9) 主伐後の再生林の確保に関して連携する林業経営者との協定を結んでいる場合は協定書等の写し
 - (10) 請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類
 - (11) 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
 - (12) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づく県知事の認定を受けている者（以下「認定事業体」という。）は、改善計画認定通知書及び改善計画の写し
- 2 認定事業体は、前項に掲げるもののうち、(3)から(6)は省略することができるものとする。

第5 市町村長による推薦等

- 1 知事は、公表を行う前に、林業経営者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村ごとに、応募のあった林業経営者に関する情報を当該市町村の長に提示しなければならない。
- 2 市町村長は、前項により提示された情報及び別紙判断基準を踏まえて、必要に応じて、県知事に対し、応募を行った林業経営者の中から県知事が選定する林業経営者にふさわしい者を推薦することができるものとする（別記様式第4号）。

第6 選定

- 1 知事は、第4による応募があったとき、第5による市町村の推薦があった場合はその意向も踏まえた上で、別紙判断基準により審査を行い、選定すべきときは、意欲と能力のある林業経営者として選定するものとする。
- 2 選定の有効期間は別記様式第2号に記載した目標とする事業年度までとする。
- 3 知事は、前項の審査結果を別記様式第5号により、応募のあった林業経営者に通知しなければならない。
- 4 知事は、1の審査結果により選定された意欲と能力のある林業経営者について、別記様式6号により、当該経営者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村の長に通知しなければならない。

第7 林業経営者の公表

- 1 県知事は、意欲と能力のある林業経営者に関する情報を整理し、次の内容を公表しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所
 - (3) 代表者名
 - (4) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること
 - (5) 経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

第8 公表内容の変更

- 1 意欲と能力のある林業経営者は、第7により公表された内容に変更を生じたときは、

別記様式第7号により遅滞なく知事へ報告しなければならない。

- 2 知事は、前項により意欲と能力のある林業経営者より変更の報告があったときは、速やかに公表内容の修正を行い、修正した旨を関係する市町村の長に通知するものとする。

第9 選定の取消し及び公表の取りやめ

- 1 知事は、意欲と能力のある林業経営者が、選定後に判断基準に適合しなくなったと認められる場合は、当該経営者の選定を取消し、当該経営者の情報についての公表を取りやめることとする。
- 2 知事は、選定の取消し及び公表の取りやめを行ったとき、速やかに関係する市町村の長及び当該経営者にその旨を別記様式第8号により通知するとともに、当該経営者名並びに選定の取消し及び公表の取りやめを行った理由を、第7の規定による公表と同様の手法により公表するものとする。

第10 実施状況及び実施結果の報告

- 1 意欲と能力のある林業経営者は、毎事業年度の実施状況について、別記様式第9号及び別記様式第2号-2、様式第3号-2により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに知事に報告しなければならない。
- 2 意欲と能力のある林業経営者は、別紙様式第2号で目標とした年度が終了したときは、遅滞なく、実施結果について、別記様式第10号及び別記様式第2号-2、様式第3号-2により知事に報告しなければならない。

第11 書類の提出

- 1 この公募要領により知事に提出する書類は、当該地域を管轄する農林水産振興センター又は林業事務所を経由しなければならない。
- 2 農林水産振興センター及び林業事務所は、当該書類を進達で経由することとする。

附 則

この要領は、令和元年9月10日から施行する。

この要領は、令和3年6月1日から施行する。